

平成 29 年度

## 事業報告

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

公益財団法人 都道府県センター

## 公益財団法人都道府県センター事業の概況

公益財団法人都道府県センターは、定款に定める当法人の事業目的を達成するため、下記の各事業に取り組んでいる。

なお、当法人は平成 30 年 4 月 1 日付けで法人名称を公益財団法人都道府県会館から公益財団法人都道府県センターに改めた。

### 1 被災者生活再建支援法に基づく自然災害による被災者の生活再建支援事業

#### (公益目的事業 1)

当事業は、阪神淡路大震災を契機として制定された被災者生活再建支援法（平成 10 年 5 月 22 日法第 66 号）に基づき、自然災害により住宅に著しい被害を受けた被災者に対し支援金を支給し、被災者の生活再建を支援する事業である。

支給額については、平成 19 年 11 月の支援法の一部改正により、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」とを合わせて、一世帯当たり最大 300 万円が定額渡し切り方式で支給されることとなっている。

支援金は、平成 11 年 4 月 5 日の事業開始以降、平成 29 年度末までの 19 年間で、累計 258,802 世帯に総額 435,270,904 千円を支給した。

中でも、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災については、累計 198,128 世帯に総額は 348,329,250 千円を支給しており、事業開始以降の支給総額の 80% を超える額となっている。

### 2 都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う団体の支援事業

#### (公益目的事業 2)

当事業は、都道府県行政の円滑な運営と進展に資するため、地方自治振興基金（30 億円余）から生ずる運用益により、都道府県知事の全国的連合組織である全国知事会の活動を支援する事業である。

支援にあたっては、全国知事会の行う業務で当法人以外からの財政支援が期待できない分野のうち、都道府県民の利益を図るうえで重要なものであって、当法人自らは実施することが困難なものを助成の対象としている。

### 3 都道府県会館の管理運営事業（公益目的事業 3 及び収益事業 1）

当事業は、東京における都道府県の活動拠点としての役割を担う都道府県会館の管理運営を行う事業である。

#### (1) 公益目的事業

都道府県及び都道府県行政に密接な関係を持つ団体に対し、近隣の相場よりも低廉な価格で事務所を提供するほか、会館の状態を良好に維持するため、各種設備等の修繕工事等を実施している。

また、会館内にある貸会議室については、会館入居者へ優先的に貸出している。

#### (2) 収益事業

民間業者に対し店舗等のスペースを貸付け、郵便局や銀行 ATM コーナー、飲食店等を設置し、会館入居者や近隣住民の利便性向上を図っている。

また、会館内にある貸会議室については、入居団体が使用していない時間帯に、広く一般に貸出している。

#### **4 都道府県有財産の損害に対する相互救済事業（公益目的事業4）**

##### **(1) 建物共済事業**

当事業は、地方自治法第 263 条の 2 に基づき、都道府県有財産等（水力発電用機械を除く）の火災、水災、震災その他の災害の被害を相互救済する共済事業である。

47 都道府県等から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金及び災害見舞金の支払いを行っている。

##### **(2) 機械損害共済事業**

当事業は、建物共済事業と同様、地方自治法第 263 条の 2 に基づき、都道府県有財産等の水力発電用機械の被害を相互救済する共済事業である。

24 都道府県及び 1 市から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金及び災害見舞金の支給を行っている。

#### **5 法人の運営**

当法人は、法令及び定款に基づいて理事会及び評議員会を開催し、所要の事項について決議・報告を行っている。

被災者生活再建支援法に基づく自然災害による  
被災者の生活再建支援事業（公益目的事業1）

## 1 被災者生活再建支援金の支給

平成 29 年度は、総額 39,255,250 千円の被災者生活再建支援金を支給した。内訳は、東日本大震災関係では、15,171,625 千円、熊本地震では、22,834,875 千円、それ以外の災害については、1,248,750 千円の支給となっている。

平成 29 年度に新たに支援法が適用された災害は、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨による災害（福岡県内全域、大分県日田市）」、「平成 29 年 7 月 22 日からの大雨による災害（秋田県大仙市）」、「平成 29 年台風第 18 号災害（大分県佐伯市・津久見市）」、「平成 29 年台風第 21 号災害（和歌山県新宮市、三重県伊勢市・玉城町、京都府舞鶴市）」であり、これによる支給額は 500,875 千円となっている。

## 2 会 議

被災者生活再建支援事業運営委員会

(1) 開催日 平成 29 年 6 月 1 日付け（書面開催）

議 事 平成 28 年度被災者生活再建支援事業報告（案）及び同事業決算（案）、公益財団法人道府県会館の保有財産の処分について

(2) 開催日 平成 30 年 2 月 1 日付け（書面開催）

議 事 平成 30 年度被災者生活再建支援事業計画（案）、平成 30 年度被災者生活再建支援事業収支予算（案）、公益財団法人道府県会館の保有財産の処分について

(3) 開催日 平成 30 年 2 月 20 日付け（書面開催）

議 事 被災者生活再建支援事業業務規程の一部改正、被災者生活再建支援事業業務細則の一部改正について

### 【被災者生活再建支援事業運営委員会委員名簿】

（平成 30 年 3 月 31 日現在）

職	氏 名
宮 城 県 知 事	村 井 嘉 浩
山 梨 県 知 事	後 藤 齋
愛 知 県 知 事	大 村 秀 章
◎ 三 重 県 知 事	鈴 木 英 敬
兵 庫 県 知 事	井 戸 敏 三
岡 山 県 知 事	伊 原 木 隆 太
徳 島 県 知 事	飯 泉 嘉 門
長 崎 県 知 事	中 村 法 道

（◎：委員長）

## 3 その他

<仙台市マンション訴訟について>

（概要）

- ・東日本大震災による仙台市太白区所在のマンションの被害認定を仙台市が大規模半壊から一部損壊に変更したため、一旦支給した支援金（全 93 世帯に

合計 74,375 千円を支給) の返還を巡って当法人とマンション住民側との間で現在、東京地方裁判所において審理が行われている(平成 26 年 7 月 7 日住民側訴状提出)。

(現状)

- 93 世帯中 71 世帯が当初訴訟対象となり、これまでに訴訟取下げが 3 世帯、和解が 3 世帯、判決確定が 6 世帯、係争中が 59 世帯(うち 46 世帯は東京地裁で当法人勝訴判決後住民側控訴手続き中)となっている。

## 資料1

## 平成29年度における被災者生活再建支援金の支給状況

(平成30年3月31日現在／単位：円)

災 害		公示内容		支給状況
名 称	都道府県	適用区域	適用日	金 額
東日本大震災	青森県	青森県	H23. 3. 11	15,171,625,000
	岩手県	岩手県		16,125,000
	宮城県	宮城県		2,263,750,000
	福島県	福島県		5,706,000,000
	茨城県	茨城県		6,817,125,000
	栃木県	栃木県		298,125,000
	千葉県	千葉県		10,000,000
	埼玉県	(注1)		60,500,000
	東京都	板橋区		0
	新潟県	(注2)		0
	長野県	栄村	0	
平成24年5月6日に発生した突風災害	茨城県	つくば市	H24. 5. 6	1,375,000
平成25年台風第24号災害	鹿児島県	与論町	H25. 10. 7	1,500,000
平成25年台風第26号災害	東京都	大島町	H25. 10. 16	10,000,000
	千葉県	茂原市		10,000,000
	茨城県	行方市		0
平成26年台風第8号及び同台風接近に伴う大雨による災害	山形県	南陽市	H26. 7. 9	750,000
	長野県	南木曾町		0
平成26年8月16日からの大雨による災害	兵庫県	丹波市	H26. 8. 17	750,000
平成26年8月19日からの大雨による災害	広島県	広島市	H26. 8. 20	6,000,000
長野県北部を震源とする地震による災害	長野県	(注3)	H26. 11. 22	33,375,000
平成27年9月関東東北豪雨災害	茨城県	(注4)	H27. 9. 9	121,125,000
	栃木県	(注5)		96,375,000
	福島県	田村市		22,750,000
	宮城県	大崎市	H27. 9. 11	2,000,000
平成28年(2016年)熊本地震	熊本県	熊本県	H28. 4. 14	22,834,875,000
	大分県	由布市	H28. 4. 16	22,781,625,000
平成28年台風第10号災害	北海道	(注6)	H28. 8. 30	394,500,000
	岩手県	岩手県		23,000,000
平成28年鳥取県中部地震による災害	鳥取県	(注7)	H28. 10. 21	371,500,000
平成28年12月22日に発生した強風による災害	新潟県	糸魚川市	H28. 12. 22	117,000,000
平成29年7月九州北部豪雨による災害	福岡県	福岡県	H29. 7. 5	55,875,000
	大分県	日田市		418,750,000
平成29年7月22日からの大雨による災害	秋田県	大仙市	H29. 7. 22	357,000,000
平成29年台風第18号災害	大分県	(注8)	H29. 9. 17	61,750,000
平成29年台風第21号災害	和歌山県	新宮市	H29. 10. 21	18,625,000
	三重県	(注9)	H29. 10. 22	0
	京都府	舞鶴市		18,625,000
計				0
				39,255,250,000

- 注1：加須市・久喜市
- 2：十日町市・津南町
- 3：白馬村、小谷村
- 4：常総市・境町
- 5：栃木市・日光市・小山市・鹿沼市
- 6：室蘭市・南富良野市・白老町・洞爺湖町・新得町・清水町・幕別町
- 7：北栄町・倉吉市
- 8：佐伯市・津久見市
- 9：伊勢市・玉城町

## 平成11年度から平成29年度までの被災者生活再建支援金の支給状況

(平成30年3月31日現在)

都道府県名	適用日	対象災害	支援金の支給状況			
			支給世帯	支給額(円)	都道府県別の支給額(円)	支給
北海道東北⑧	北海道	H12. 3. 31 有珠山噴火災害	262	213,549,000	336,100,000	
	H15. 9. 26 平成15年十勝沖地震災害	56	30,477,000			
	H18. 11. 7 佐呂間町竜巻災害	10	6,199,000			
	H28. 8. 30 平成28年台風10号災害	65	85,875,000	▼		
	青森	H23. 3. 11 東日本大震災	538	938,625,000	950,625,000	◇
	H23. 9. 21 平成23年台風第15号災害	4	5,500,000	☆		
	H25. 9. 16 平成25年台風第18号災害	4	6,500,000	▲		
	秋田	H19. 9. 17 平成19年台風第11号及び前線による大雨災害(特定4災害分)	46	78,750,000	125,375,000	■
	H29. 7. 22 平成29年7月22日からの大雨による災害	35	46,625,000	▽		
	岩手	H11. 10. 28 平成11年10月27日からの大雨による災害	21	17,600,000	43,434,350,000	
	H14. 7. 11 平成14年台風6号豪雨災害	0	0			
	H23. 3. 11 東日本大震災	23,145	42,120,250,000	◇		
	H23. 9. 22 平成23年台風第15号災害	2	5,000,000	☆		
	H28. 8. 30 平成28年台風10号災害	1,037	1,291,500,000	◆		
	山形	H26. 7. 9 平成26年台風第8号及び同台風接近に伴う大雨による災害	1	750,000	750,000	△
	宮城	H15. 7. 26 宮城県北部地震災害	516	397,907,000	210,708,407,000	
	H20. 7. 28 平成20年岩手・宮城内陸地震災害	55	114,500,000	★		
	H23. 3. 11 東日本大震災	123,729	210,008,625,000	◇		
	H23. 9. 21 平成23年台風第15号災害	106	124,750,000	☆		
	H27. 9. 9 平成27年9月関東東北豪雨災害	42	62,625,000	♪		
福島	H23. 3. 11 東日本大震災	33,440	63,004,875,000	64,087,500,000	◇	
H23. 7. 28 平成23年7月新潟・福島豪雨災害	91	157,750,000	☆			
H23. 9. 21 平成23年台風第15号災害	780	917,375,000	☆			
H27. 9. 9 平成27年9月関東東北豪雨災害	3	7,500,000	♪			
新潟	H16. 7. 13 新潟県豪雨災害	317	403,776,000	14,980,270,000	◎	
H16. 10. 23 新潟県中越地震災害	5,207	7,353,480,000	◎			
H19. 7. 16 新潟県中越沖地震災害(特定4災害分)	3,033	6,623,639,000	■			
H23. 3. 11 東日本大震災	124	207,375,000	◇			
H23. 7. 28 平成23年7月新潟・福島豪雨災害	147	251,875,000	☆			
H28. 12. 22 平成28年12月22日に発生した強風による災害	97	140,125,000	◆			
東京	H12. 6. 26 三宅島噴火災害	1,485	1,179,184,000	1,998,416,000	◎	
H17. 2. 1 三宅島長期避難解除世帯特例	1,095	675,732,000	◇			
H23. 3. 11 東日本大震災	24	36,750,000	▲			
H25. 10. 16 平成25年台風第26号災害	65	106,750,000	▲			
群馬			0	0		
栃木	H23. 3. 11 東日本大震災	883	2,049,250,000	2,280,750,000	◇	
H27. 9. 9 平成27年9月関東東北豪雨災害	151	231,500,000	♪			
茨城	H23. 3. 11 東日本大震災	9,726	18,267,625,000	21,183,375,000	◇	
H24. 5. 6 平成24年5月6日に発生した突風災害	103	192,375,000	○			
H25. 10. 16 平成25年台風第26号災害	12	23,250,000	▲			
H27. 9. 9 平成27年9月関東東北豪雨災害	1,836	2,700,125,000	♪			
埼玉	H23. 3. 11 東日本大震災	73	137,875,000	343,875,000	◇	
H25. 9. 2 平成25年9月2日に発生した突風災害	105	188,750,000	▲			
H25. 9. 16 平成25年台風第18号災害	11	17,250,000	▲			
千葉	H23. 3. 11 東日本大震災	6,338	11,342,000,000	11,344,125,000	◇	
H25. 10. 16 平成25年台風第26号災害	2	2,125,000	▲			
神奈川			0	0		
山梨			0	0		
静岡	H16. 10. 9 台風第22号災害	107	111,069,000	111,069,000	◎	
長野	H18. 7. 19 平成18年梅雨期豪雨災害	17	25,874,000	489,374,000	▼	
H22. 7. 14 平成22年梅雨前線による大雨災害	2	6,000,000	◇			
H23. 3. 11 東日本大震災	108	216,000,000	◇			
H26. 7. 9 平成26年台風第8号及び同台風接近に伴う大雨による災害	10	15,250,000	△			
H26. 11. 22 長野県北部を震源とする地震による災害	122	226,250,000	△			
富山			0	0		
石川	H19. 3. 25 平成19年能登半島地震災害(特定4災害分)	841	1,747,061,000	1,755,936,000	▼	
H20. 7. 28 7月28日からの大雨災害	6	8,875,000	★			
岐阜	H12. 9. 11 平成12年9月10日からの秋雨前線豪雨・竜巻災害	9	7,261,000	10,261,000		
H14. 7. 10 平成14年台風6号豪雨災害	0	0				
H16. 10. 20 台風第23号災害	0	0	◎			
H22. 7. 15 平成22年梅雨前線による大雨災害	1	3,000,000	◇			
愛知	H11. 9. 24 台風18号及び竜巻による災害	37	28,545,000	44,507,000		
H12. 9. 11 平成12年9月10日からの秋雨前線豪雨・竜巻災害	9	6,212,000				
H20. 8. 28 平成20年8月末豪雨災害	5	9,750,000	★			
三重	H16. 9. 29 台風第21号災害	17	28,219,000	762,094,000	◎	
H23. 9. 2 平成23年台風第12号災害	445	715,250,000	☆			
H29. 10. 22 平成29年台風第21号災害	18	18,625,000	▽			

都道府県名	適用日	対象災害	支援金の支給状況			支給
			支給世帯	支給額(円)	都道府県別の支給額(円)	
近畿⑦	福井	H16. 7. 18 福井県豪雨災害 H25. 9. 16 平成25年台風第18号災害	30 5	24,579,000 10,750,000	35,329,000	◎ ▲
	滋賀			0		0
	京都	H16. 10. 20 台風第23号災害	26	32,209,000	135,584,000	◎
		H24. 8. 14 平成24年8月13日からの大雨災害	26	52,250,000		○
		H25. 9. 16 平成25年台風第18号災害	20	30,125,000		▲
		H26. 8. 17 平成26年8月15日からの大雨による災害	13	21,000,000		△
		H29. 10. 22 平成29年台風第21号災害	0	0		▽
	大阪	H24. 8. 13 平成24年8月13日からの大雨災害	0	0	0	○
	奈良	H23. 9. 2 平成23年台風第12号災害	184	235,375,000	235,375,000	☆
		H23. 9. 2 平成23年台風第12号災害	574	1,020,625,000	1,020,625,000	☆
和歌山	H29. 10. 21 平成29年台風第21号災害	0	0		▽	
兵庫	H16. 9. 29 台風第21号災害	19	23,914,000	1,676,207,000	◎	
	H16. 10. 20 台風第23号災害	1,227	733,918,000		◎	
	H21. 8. 9 平成21年台風第9号災害	508	852,750,000		●	
	H26. 8. 17 平成26年8月16日からの大雨による災害	31	65,625,000		△	
中国⑤	鳥取	H12. 10. 6 鳥取県西部地震災害 H28. 10. 21 平成28年鳥取県中部地震による災害	366 76	280,971,000 129,375,000	410,346,000	◆
	岡山	H16. 8. 30 台風第16号災害	38	33,176,000	120,641,000	◎
		H16. 10. 20 台風第23号災害	6	12,090,000		◎
		H21. 8. 9 平成21年台風第9号災害	37	64,625,000		●
		H23. 9. 2 平成23年台風第12号災害	7	10,750,000		☆
	島根	H12. 10. 6 鳥取県西部地震災害 H25. 7. 26 平成25年7月26日からの大雨災害	20 7	17,278,000 7,875,000	25,153,000	▲
	広島	H11. 6. 29 平成11年6月23日から7月3日までの梅雨前線集中豪雨災害	65	53,685,000	688,266,000	
		H13. 3. 24 平成13年芸予地震災害	52	42,508,000		
		H16. 9. 7 台風第18号災害	12	20,448,000		◎
		H22. 7. 14 平成22年梅雨前線による大雨災害 H22. 7. 16	19	42,500,000		◇
H26. 8. 20 平成26年8月19日からの大雨による災害		283	529,125,000	△		
山口	H11. 9. 24 台風18号及び竜巻による災害	83	61,571,000	353,461,000		
	H17. 9. 6 台風第14号災害	8	9,515,000		□	
	H21. 7. 21 平成21年7月中国・九州北部豪雨災害	55	106,000,000		●	
	H22. 7. 15 平成22年梅雨前線による大雨災害	14	21,750,000		◇	
	H25. 7. 26 平成25年7月26日からの大雨災害	93	152,625,000		▲	
	H26. 8. 6 平成26年8月豪雨災害	2	2,000,000		△	
四国④	香川	H16. 8. 30 台風第16号災害 H16. 10. 20 台風第23号災害	2 52	2,298,000 64,838,000	67,136,000	◎ ◎
	徳島	H16. 10. 20 台風第23号災害	0	0	44,750,000	◎
		H26. 8. 3 平成26年台風第12号及び第11号による災害	33	44,750,000	△	
	愛媛	H16. 8. 17 台風第15号災害	29	32,508,000	109,651,000	◎
		H16. 8. 30 台風第16号災害	0	0		◎
		H16. 9. 29 台風第21号災害	80	77,143,000		◎
	高知	H13. 9. 6 平成13年台風16号・秋雨前線豪雨災害	30	24,252,000	34,205,000	
H17. 9. 6 台風第14号災害 H26. 8. 3 平成26年台風第12号及び第11号による災害		5 1	7,953,000 2,000,000	□ △		
九州⑧	福岡	H11. 9. 24 台風18号及び竜巻による災害	12	6,857,000	965,032,000	
		H15. 7. 18 平成15年7月18日からの豪雨災害	15	11,713,000		
		H17. 3. 20 福岡県西方沖地震災害	238	291,587,000		◎
		H21. 7. 24 平成21年7月中国・九州北部豪雨災害	5	5,625,000		●
		H24. 7. 3 平成24年梅雨前線による大雨災害	141	292,250,000		○
		H24. 7. 13				
	H29. 7. 5 平成29年7月九州北部豪雨による災害	378	357,000,000	▽		
	佐賀	H16. 6. 27 佐賀県突風災害	13	14,622,000	14,622,000	◎
	長崎			0	0	
	大分	H24. 7. 3 平成24年梅雨前線による大雨災害 H24. 7. 12	117	213,125,000	363,125,000	○
H28. 4. 16 平成28年(2016年)熊本地震		44	73,375,000	◆		
H29. 7. 5 平成29年7月九州北部豪雨による災害		61	61,750,000	▽		
H29. 9. 17 平成29年台風第18号災害		13	14,875,000	▽		
熊本	H11. 9. 24 台風18号及び竜巻による災害	106	80,375,000	51,753,122,000		
	H15. 7. 20 平成15年7月18日からの豪雨災害	15	10,247,000			
	H24. 7. 12 平成24年梅雨前線による大雨災害	377	692,000,000		○	
	H28. 4. 14 平成28年(2016年)熊本地震	34,464	50,970,500,000		◆	
宮崎	H17. 9. 6 台風第14号災害	1,192	1,096,404,000	1,202,214,000	□	
	H18. 7. 22 平成18年梅雨期豪雨災害	1	204,000		▼	
	H18. 9. 17 台風第13号災害	117	105,606,000		▼	

都道府県名	適用日	対象災害	支援金の支給状況			支給
			支給世帯	支給額(円)	都道府県別の支給額(円)	
鹿児島	H17. 9. 4	台風第14号災害	43	41,350,000	872,964,000	□
	H18. 7. 22	平成18年梅雨期豪雨災害	225	255,614,000		▼
	H22. 7. 3	平成22年梅雨前線による大雨災害	2	3,000,000		◇
	H22. 10. 20	10月20日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害	15	15,625,000		◇
	H23. 9. 25	9月25日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害	4	3,500,000		☆
	H23. 11. 2	11月2日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害	1	375,000		☆
	H24. 6. 27	平成24年梅雨前線による大雨災害	2	5,250,000		○
	H24. 9. 15	台風第16号災害	108	160,250,000		○
	H24. 9. 29	台風第17号災害	104	157,875,000		○
H25. 10. 7	平成25年台風第24号災害	144	230,125,000	▲		
沖縄	H13. 9. 8	平成13年台風16号・秋雨前線豪雨災害	10	6,665,000	195,937,000	
	H13. 9. 11					
	H18. 6. 12	平成18年梅雨期豪雨災害	9	8,538,000		▼
	H18. 9. 16	台風第13号災害	34	51,984,000		▼
	H19. 9. 17	平成19年台風第11号及び前線による大雨災害(特定4災害分)	52	84,375,000		■
H19. 9. 18	台風第12号災害(特定4災害分)	6	7,125,000	■		
H24. 9. 29	台風第17号災害	20	37,250,000	○		
合計		72災害・延141都道府県	258,802	435,270,904,000	435,270,904,000	

\* 被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号、平成10年11月6日施行)  
平成11年4月5日 支援事業開始

	支給世帯	支給額:円
平成11年度災害	4件	586
平成12年度災害	4件	1,941
平成13年度災害	1件	40
平成14年度災害	1件	0
平成15年度災害	3件	602
◎ 平成16年度災害	12件	8,515
□ 平成17年度災害	1件	1,248
▼ 平成18年度災害	4件	1,254
■ 平成19年度災害	3件	3,137
★ 平成20年度災害	3件	66
● 平成21年度災害	2件	605
◇ 平成22年度災害	3件	198,181
(うち東日本大震災)		198,128
☆ 平成23年度災害	5件	2,345
○ 平成24年度災害	5件	998
▲ 平成25年度災害	5件	468
△ 平成26年度災害	7件	496
♪ 平成27年度災害	1件	2,032
◆ 平成28年度災害	4件	35,783
▽ 平成29年度災害	4件	505
合計	72件	258,802

都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う

団体の支援事業（公益目的事業2）

## 地方自治振興事業助成金の交付

平成 29 年度は、全国知事会からの申請を受け、全国知事会の諸活動のうち、常任委員会・特別委員会等の活動経費、行財政に関する調査研究経費、広報経費等を対象に、39,555 千円の助成を行うことを決定した。

都道府県会館の管理運営事業  
(公益目的事業 3 及び収益事業 1)

## 1 事務所の提供（公益目的事業）

44 都道府県東京事務所及び都道府県行政に密接な関係がある団体に、都道府県会館内の事務室を貸与しており、平成 29 年度管理料（都道府県、全国知事会、全国都道府県議会議長会、地方自治確立対策協議会から徴収）は 363,685 千円、賃料（公益社団法人地域医療振興協会、学校法人自治医科大学、公益財団法人地域社会振興財団、一般財団法人自治体衛星通信機構、全国高速道路建設協議会から徴収）は 36,362 千円となった（入居団体は資料 1 のとおり）。

## 2 都道府県及び入居団体への会議室の提供（公益目的事業）

会館内にある貸会議室について、都道府県や入居団体に、周辺施設の相場よりも低廉な価格で優先的に貸出しを行った結果、平成 29 年度の貸出し件数は 1,339 件、会議室使用料は 30,108 千円となった。

## 3 外部への会議室の提供（収益事業）

上記 2 のとおり、会館内にある貸会議室は都道府県や入居団体への貸出しを優先しているが、これらの団体の使用がない時間帯に、広く一般にも貸出しを行った結果、平成 29 年度の貸出し件数は 897 件、会議室使用料は 50,502 千円となった。

## 4 民間業者への店舗貸付け（収益事業）

入居者や会議室利用者の他、近隣住民や近隣在勤者の利便性向上を目的として、郵便局や銀行 ATM、飲食店等の民間 8 業者へ店舗を貸付け、またコンビニエンスストア、喫茶室及び自動販売機については営業委託を行っている。

平成 29 年度の貸付けによる賃料は 24,994 千円、営業委託による収益は 5,843 千円となった。

## 5 その他

会館の適切な管理・運営のため、設備等の更新・修繕を順次実施した。主な工事は以下のとおりである。

### (1) 建築工事（206,892 千円）

（外壁花崗岩シーリング更新、電動ブラインド駆動部オーバーホール、OA フロアー修繕等）

### (2) 防災設備工事（17,182 千円）

（塔屋階排煙窓エアシリンダーオーバーホール、15F 換気窓エアシリンダー更新等）

### (3) 電気設備工事（97,463 千円）

（照明制御設備端末器更新、電力量計更新等）

(4) 空調設備ほか工事 (516,386 千円)

(外気処理空調機更新、便所・ゴミストッカー換気設備更新、大便器・小便器フラッシュバルブ修繕、1F多目的便所オストメイト改修)

(5) 情報通信設備更新工事 (13,165 千円)

(地デジ、BS・CS110° アンテナ更新、電話交換機用無停電電源装置(UPS)更新等)

## 資料 1

## 都道府県会館入居者一覧

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

階 数	入 居 団 体 等
1 5 階	新潟県 東京都 宮崎県 北海道(分室) 岩手県(分室) 地域医療振興協会 自治体衛星通信機構 喫茶カルム
1 4 階	千葉県 石川県 岐阜県 徳島県 長崎県
1 3 階	山形県 富山県 山梨県 静岡県 兵庫県
1 2 階	宮城県 福島県 長野県 和歌山県 鹿児島県
1 1 階	栃木県 三重県 島根県 愛媛県 佐賀県
1 0 階	福井県 鳥取県 岡山県 熊本県 沖縄県
9 階	茨城県 神奈川県 愛知県 奈良県 香川県
8 階	群馬県 埼玉県 滋賀県 京都府 都道府県会館被災者生活再建支援基金部
7 階	青森県 秋田県 大阪府 山口県(分室) 自治資料センター
6 階	全国知事会 地方自治確立対策協議会 地方分権改革推進本部 都道府県記者クラブ 都道府県会館管理部・災害共済部
5 階	福岡県(分室) 全国都道府県議会議長会 自治医科大学 地域社会振興財団 地域医療振興協会 全国高速道路建設協議会
4 階	貸会議室(10室)
3 階	知事会会議室、特別会議室、スタジオ(1室)
2 階	郵便局 喫茶コーナー
1 階	A T M(みずほ銀行) 会館案内・会議室受付(都道府県会館管理部) 貸会議室(1室)
地下 1 階	赤坂歯科診療所 アヅマ理髪館 改造社書店 蕎麦処こいけ 上海大飯店(中華料理) 創造社(印刷所) ファミリーマート 防災センター

(注) 入居している都道府県は、出先機関の東京事務所。なお、道県の中で「(分室)」とあるのは東京事務所分室のことで、職員が常駐しない場合がある。

都道府県有財産の損害に対する相互救済事業  
(公益目的事業 4)

## I 建物共済事業

### 1 災害共済金及び災害見舞金の支払

平成 29 年度の共済基金分担金収入額（解約返戻金差引後）は 487,563 千円（対前年度比 8.65%増）となり、災害共済金と災害見舞金を合わせた支払額は 367,029 千円（同 76.23%減）となった。

また、共済基金分担金総額に対する災害共済金及び災害見舞金の合計額の割合を示す損害率は、前年度の 344.16%から 75.28%へ大幅に低下した。

（資料 1 参照）

以上により、平成 29 年度の事業収支差額 193,075 千円を建物共済事業業務規程に基づき共済備金積立資産へ繰り入れた。

（単位：千円）

加入物件	分担金収入 a	災害共済金		災害見舞金		合計	
		支払額 b	損害率 b/a	支払額 c	損害率 c/a	支払額 b+c	損害率 (b+c) /a
全体	487,563	362,517	74.35%	4,512	0.93%	367,029	75.28%
(内、風力発電)	43,343	300,318	692.89%	0	0.00%	300,318	692.89%

#### (1) 災害共済金

##### ① 共済加入状況

平成 29 年度において、47 都道府県等から受託した物件の共済責任額については、3,188,112,104 千円（対前年度比 0.10%減）となっており、これに係る共済基金分担金は、風力発電設備の基率引き上げが反映して 487,563 千円（同 8.65%増）となっている。

##### ② 共済基金分担金平均基率

共済責任額千円に対する共済基金分担金の基率は平均 0.15 で、事業開始時（昭和 27 年）の 5.06 の 2.96%相当となっている。

$$\frac{\text{共済基金分担金 } 487,563 \text{ 千円}}{\text{共済責任額 } 3,188,112,104 \text{ 千円}} \times 1,000 \text{ 円} \approx 0.15 / \text{千円}$$

##### ③ 災害共済金の状況

平成 29 年度の災害共済金については、支払件数 307 件（対前年度比 23.63%減）で、災害共済金の支払額は 362,517 千円（同 71.94%減）となっている。支払額は、御前崎港管理事務所風力発電設備（静岡県）の 146,888 千円をはじめとする風力発電設備の 300,318 千円が大半を占めている。

④ 罹災物件及び罹災原因

ア 罹災物件

罹災物件を用途別に区分すると次表のとおりであり、件数が最も多いのは学校の113件で全体数の36.81%を占め、支払額が最も多いのは風力の300,318千円で全体の82.84%を占めている。

(単位：円,%)

用途	年度	件数		災害共済金		給付額(1件あたり)
		件数	割合	金額	割合	
学校	H29	113	36.81	11,374,767	3.14	100,662
	H28	131	32.59	16,734,681	1.30	127,746
	増減	△ 18		△ 5,359,914		
庁舎・事務所	H29	39	12.70	15,843,359	4.37	406,240
	H28	30	7.46	11,659,811	0.90	388,660
	増減	9		4,183,548		
警察	H29	29	9.45	3,162,788	0.87	109,062
	H28	94	23.38	11,149,663	0.86	118,613
	増減	△ 65		△ 7,986,875		
病院	H29	11	3.58	2,778,940	0.77	252,631
	H28	7	1.74	2,251,991	0.17	321,713
	増減	4		526,949		
公園	H29	10	3.26	2,022,000	0.56	202,200
	H28	14	3.48	1,104,313,327	85.47	78,879,523
	増減	△ 4		△ 1,102,291,327		
住宅	H29	16	5.21	1,741,263	0.48	108,829
	H28	9	2.24	1,648,438	0.13	183,160
	増減	7		92,825		
風力	H29	12	3.91	300,318,317	82.84	25,026,526
	H28	6	1.49	75,050,101	5.81	12,508,350
	増減	6		225,268,216		
その他	H29	77	25.08	25,275,617	6.97	328,255
	H28	111	27.61	69,221,662	5.36	623,619
	増減	△ 34		△ 43,946,045		
合計	H29	307	100.00	362,517,051	100.00	1,180,837
	H28	402	100.00	1,292,029,674	100.00	3,214,004
	増減	△ 95		△ 929,512,623		

## イ 罹災原因

罹災原因別に区分すると次表のとおり、自然災害が最も多く 155 件で、全件数の 50.49%を占めており、支払額も 180,351 千円で前年度比では大幅に減少したものの全体の 49.75%となっている。

(単位：円,%)

罹災原因	年度	件数		災害共済金		給付額 (1件あたり)
		件数	割合	金額	割合	
火災	H29	6	1.95	148,433,878	40.95	24,738,980
	H28	6	1.49	5,026,287	0.39	837,715
	増減	0		143,407,591		
落雷	H29	68	22.15	28,578,038	7.88	420,265
	H28	40	9.95	27,917,280	2.16	697,932
	増減	28		660,758		
破裂・爆発	H29	0	0.00	0	0.00	0
	H28	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
自然災害	H29	155	50.49	180,351,622	49.75	1,163,559
	H28	265	65.92	1,252,758,271	96.96	4,727,390
	増減	△ 110		△ 1,072,406,649		
車両飛込等	H29	9	2.93	1,007,465	0.28	111,941
	H28	18	4.48	2,607,875	0.20	144,882
	増減	△ 9		△ 1,600,410		
航空機	H29	0	0.00	0	0.00	0
	H27	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
暴力行為	H29	69	22.48	4,146,048	1.14	60,088
	H28	73	18.16	3,719,961	0.29	50,958
	増減	△ 4		426,087		
合計	H29	307	100.00	362,517,051	100.00	1,180,837
	H28	402	100.00	1,292,029,674	100.00	3,214,004
	増減	△ 95		△ 929,512,623		

(資料 2 (1) 参照)

## (2) 災害見舞金

災害見舞金は、長野県神城断層地震 (H26.11.22)、熊本地震 (H28.4.16)、その他の地震による被害の申請に対する交付であり、平成 29 年度は、52 件 (同 69.04%減)、4,512 千円 (同 98.21%減) を交付した。(資料 2 (2) 参照)

平成 28 年度に処理を終えた平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による見舞金の申請は、特別に申請期限の延長を承認した福島県の立入制限区域内の案件 141 件について、特別に申請期限の延長を行っている。

① 罹災物件及び罹災原因

ア 罹災物件

罹災物件を用途別に区分すると次表のとおり、件数が最も多いのは学校の34件で全体数の65.38%を占め、支払額が最も多いのも学校の2,636千円で全体の58.43%を占めている。

(単位：円,%)

用途	年度	件数		災害見舞金		交付額(1件あたり)
		件数	割合	金額	割合	
学校	H29	34	65.38	2,636,546	58.43	77,545
	H28	87	51.79	24,675,054	9.78	283,621
	増減	△ 53		△ 22,038,508		
庁舎・事務所	H29	5	9.62	468,837	10.39	93,767
	H28	6	3.57	28,146,230	11.16	4,691,038
	増減	△ 1		△ 27,677,393		
警察	H29	6	11.54	653,275	14.48	108,879
	H28	21	12.50	1,993,302	0.79	94,919
	増減	△ 15		△ 1,340,027		
公園	H29	0	0.00	0	0.00	0
	H28	20	11.90	59,945,964	23.76	2,997,298
	増減	△ 20		△ 59,945,964		
病院	H29	2	3.85	164,872	3.65	0
	H28	0	0.00	0	0.00	0
	増減	2		164,872		
住宅	H29	1	1.92	110,000	0.04	0
	H28	0	0.00	0	0.00	0
	増減	1		110,000		
風力	H29	0	0.00	0	0.00	0
	H28	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
その他	H29	4	7.69	478,657	10.60	119,664
	H28	34	20.24	137,545,142	54.51	4,045,445
	増減	△ 30		△ 137,066,485		
合計	H29	52	100.00	4,512,187	100.00	86,773
	H28	168	100.00	252,305,692	100.00	1,501,820
	増減	△ 116		△ 247,793,505		

## イ 罹災原因

罹災原因別に区分すると次表のとおり地震と津波の2種類だが、平成29年度は地震のみで、件数は52件、災害見舞金支払額は4,512千円であった。

(単位：円,%)

罹災原因	年度	件数		災害見舞金		交付額（1件あたり）
		件数	割合	金額	割合	
地震	H29	52	100.00	4,512,187	100.00	86,773
	H28	134	79.76	96,087,807	38.08	717,073
	増減	△ 82		△ 91,575,620		
津波	H29	0	0.00	0	0.00	0
	H28	34	20.24	156,217,885	61.92	4,594,644
	増減	△ 34		△ 156,217,885		
合計	H29	52	100.00	4,512,187	100.00	86,773
	H28	168	100.00	252,305,692	100.00	1,501,820
	増減	△ 116		△ 247,793,505		

## 2 会議

### (1) 平成29年度 都道府県会館建物共済業務担当課長会議

日時 平成29年10月26日（木）14時00分～16時30分

場所 都道府県会館

- 議事
- ・平成28年度建物共済事業の経営状況について
  - ・平成29年度建物共済加入物件罹災状況について
  - ・災害共済金・災害見舞金について
  - ・東日本大震災の罹災状況について
  - ・建物共済事業に係る留意点
  - ・建物共済システムデータ送受信に関する調査について

### (2) 建物共済事業運営協議会

開催実績なし

なお、全国管財主管課担当者研修会についても、例年通り開催の支援を行った。

## 3 規程の改正等

平成29年度においても、引き続き本事業における加入団体間の公平性確保に努めた。

損害率が著しく高い風力発電設備については、平成29年度より基率を大幅に

引き上げた。また、建物共済業務担当課長会議においても、加入、共済金の請求等における様々な課題を留意点として説明し、加入時の見積価額を時価とすること等、周知・徹底を行った。

#### **4 その他**

平成 28 年度までに近年の大規模災害や巨額の支払案件の実績等がある程度まとまったこと、また、大規模地震における国の被害想定の見直しや津波被害に関する評価が可能になったことなどを踏まえ、2 回目のリスク調査を実施し、調査結果と結果に対する所見を得た。これを踏まえ、支払準備資産に関する規程に基づく限度額（285 億円）を目途に、共済備金積立資産（当年度末残高 209 億円）への積立を継続することとした。

## II 機械損害共済事業

### 1 災害共済金及び災害見舞金の支払

平成 29 年度の共済基金分担金収入額（解約返戻金差引後）は、352,001 千円（対前年度比 1.10%減）、災害共済金支払額は 60,608 千円（同 8.48%減）となっている。

また、平成 29 年度の事業収支差額 312,141 千円を機械損害共済事業業務規程に基づき共済備金積立資産へ繰り入れた。

#### (1) 災害共済金

##### ① 共済加入状況

平成 29 年度は、前年度と同様 24 都道府県 1 市となっており、加入物件数（管理事務所を含む）は、335 件となった。

共済責任額は、279,453,844 千円（対前年度比 0.48%減）で、これに係る共済基金分担金は 352,001 千円（同 1.10%減）となっている。（資料 3 参照）

##### ② 災害共済金の状況

支払件数は 4 件で、災害共済金 60,608 千円（対前年度比 8.48%減）を支払った。

なお、共済基金分担金に対する災害共済金の割合を示す損害率は、前年度の 18.61%から 17.21%に低下した。（資料 4 参照）

#### (2) 災害見舞金

該当なし

### 2 会 議

機械損害共済業務調査員会議

日 時 平成 29 年 11 月 17 日（金）14 時 00 分～15 時 30 分

場 所 都道府県会館

議 事 ・災害共済金支払案件（平成 28 年度請求分）について  
・平成 28 年度機械損害共済事業経営状況について  
・平成 30 年度機械損害共済加入契約に係る新調達価額算定係数及び無事故割引率について

### 3 規程の改正等

平成 28 年 4 月 1 日に改正した「新調達価額の決定について」（理事長通知）に基づき、平成 30 年度の加入契約に適用する新調達価額算定係数の算出を行った。

### 4 その他

建物共済事業と同様、2 回目のリスク調査を実施し、その結果を踏まえ、支払準備資産に関する規程に基づく限度額（115 億円）を目途に、共済備金積立資産（当年度末残高 95 億円）への積立を継続することとした。

# 法人の運営

## 1 理事会・評議員会の開催

平成 29 年度における当法人の理事会及び評議員会の開催状況は以下のとおりである。議案はいずれも原案どおり可決され、報告は了承された。なお、平成 30 年 3 月 31 日現在の当法人の役員等は、資料 1 のとおりである。

- (1) 平成 29 年度第 1 回理事会（決議の省略）  
日 時 平成 29 年 5 月 17 日  
議 事 ・ 評議員会への付議事項について
  
- (2) 平成 29 年度第 1 回評議員会（決議の省略）  
日 時 平成 29 年 5 月 29 日  
議 事 ・ 理事の選任について
  
- (3) 平成 29 年度第 2 回理事会（ウェブシステム利用）  
日 時 平成 29 年 6 月 15 日  
場 所 都道府県会館  
報告・議事
  - ・ 理事長の職務執行状況について
  - ・ 常務理事の職務執行状況について
  - ・ 利益相反取引について
  - ・ 公益財団法人 都道府県会館 保有財産の処分について
  - ・ 平成 28 年度事業報告及び決算について
  - ・ 評議員会への付議事項について
  
- (4) 平成 29 年度第 2 回評議員会（決議の省略）  
日 時 平成 29 年 6 月 28 日  
報 告 ・ 理事の選任について  
・ 監事の選任について
  
- (5) 平成 29 年度第 3 回評議員会（報告の省略）  
日 時 平成 29 年 6 月 28 日  
議 事 ・ 平成 28 年度事業報告及び決算について
  
- (6) 平成 29 年度第 3 回理事会（決議の省略）  
日 時 平成 29 年 7 月 3 日  
議 事 ・ 常務理事の選定について
  
- (7) 平成 29 年度第 4 回理事会（決議の省略）  
日 時 平成 29 年 11 月 10 日  
議 事 ・ 評議員会への付議事項について

- (8) 平成 29 年度第 4 回評議員会（決議の省略）  
日 時 平成 29 年 11 月 24 日  
議 事 ・ 評議員の選任について
- (9) 平成 29 年度第 5 回理事会（決議の省略）  
日 時 平成 29 年 12 月 20 日  
報 告 ・ 評議員会への付議事項について
- (10) 平成 29 年度第 5 回評議員会（決議の省略）  
日 時 平成 30 年 1 月 10 日  
議 事 ・ 監事の選任について
- (11) 平成 29 年度第 6 回理事会（決議の省略）  
日 時 平成 30 年 1 月 18 日  
議 事 ・ 評議員会への付議事項について
- (12) 平成 29 年度第 6 回評議員会（決議の省略）  
日 時 平成 30 年 1 月 31 日  
議 事 ・ 定款の一部改正について
- (13) 平成 29 年度第 7 回理事会（ウェブシステム利用）  
日 時 平成 30 年 2 月 16 日  
場 所 都道府県会館  
報告・議事
- ・ 理事長の職務執行状況について
  - ・ 常務理事の職務執行状況について
  - ・ 法人名称の変更に伴う監事監査規則の一部改正について
  - ・ 平成 30 年度事業計画及び予算について
  - ・ 公益財団法人 都道府県会館 保有財産の処分について
  - ・ 法人名称の変更に伴う関係規則等の一部改正について
  - ・ 事務局の組織等に関する規則の一部改正について
  - ・ 評議員会への付議事項について
  - ・ 公益財団法人 都道府県会館 業務継続計画（仮称）の概要について
- (14) 平成 29 年度第 7 回評議員会（決議の省略）  
日 時 平成 30 年 3 月 5 日  
議 事 ・ 評議員会の運営に関する規則等の一部改正について
- (15) 平成 29 年度第 8 回理事会（決議の省略）  
日 時 平成 30 年 3 月 9 日  
議 事 ・ 法人名称の変更に伴う被災者生活再建支援事業業務規程の一部改正について

- ・法人名称の変更に伴う被災者生活再建支援事業業務細則の一部改正について

## 2 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

### (1) 体制整備に関する決定事項について

法人名称を「公益財団法人道府県会館」から業務実態を反映した「公益財団法人道府県センター」に改めるため、定款の一部改正などを行った。

具体的な体制整備に関する評議員会及び理事会での決定事項は以下のとおり。

なお、平成 30 年 4 月 1 日から施行。

決議の日	規則	概要
H30.1.31 評議員会	・公益財団法人道府県 会館定款 (一部改正)	・法人名称を「公益財団法人道府県会館」 から「公益財団法人道府県センター」に 改める。
H30.2.16 理事会	・公益財団法人道府県 会館監事監査規則 (一部改正の報告)	・定款の一部改正により当法人の名称が「公 益財団法人道府県会館」から「公益財団 法人道府県センター」に変更されること に伴い、監事監査規則において使用されて いる法人名称を同様に改める。
H30.2.16 理事会	・公益財団法人道府県 会館理事会の運営に関 する規則 ・公益財団法人道府県 会館理事の職務権限に 関する規則 ・公益財団法人道府県 会館コンプライアンス 規則 ・公益財団法人道府県 会館リスク管理規則 ・公益財団法人道府県 会館情報公開規則 ・公益財団法人道府県 会館文書管理規則 ・公益財団法人道府県 会館事務局の組織等に 関する規則	・定款の一部改正により当法人の名称が「公 益財団法人道府県会館」から「公益財団 法人道府県センター」に変更されること に伴い、当法人の関係規則等において使用 されている法人名称を同様に改める。

決議の日	規則	概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人道都府県会館会計規則</li> <li>・公益財団法人道都府県会館資金の管理運用に関する規則</li> <li>・公益財団法人道都府県会館個人情報保護に関する基本方針</li> <li>・公益財団法人道都府県会館特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針</li> <li>・公益財団法人道都府県会館契約規則</li> <li>・公益財団法人道都府県会館使用規則</li> <li>・公益財団法人道都府県会館災害共済事業業務方法書</li> <li>・支払準備資産に関する規程</li> <li>・建物共済事業業務規程</li> <li>・機械損害共済事業業務規程</li> <li>・公益財団法人道都府県会館就業規則</li> <li>・公益財団法人道都府県会館事務局職員の給与に関する規則</li> </ul> <p>(一部改正)</p>	
H30.2.16 理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人道都府県会館事務局の組織等に関する規則</li> </ul> <p>(一部改正)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、増加が見込まれる再雇用職員の職制上の位置づけを明確化するとともに、長期間、任用実績がなく、かつ今後も任用の見込みのない主事補、技師補の職制を削除する。</li> </ul>
H30.3.5 評議員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人道都府県会館評議員会の運営に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款の一部改正により当法人の名称が「公益財団法人道都府県会館」から「公益財団法人道都府県センター」に変更されること</li> </ul>

決議の日	規則	概要
	関する規則 ・公益財団法人道府県会館評議員及び役員等の報酬等に関する規則 （一部改正）	に伴い、当法人の関係規則において使用されている法人名称を同様に改める。
H30.3.9 理事会	・被災者生活再建支援事業業務規程 ・被災者生活再建支援事業業務細則 （一部改正）	・定款の一部改正により当法人の名称が「公益財団法人道府県会館」から「公益財団法人道府県センター」に変更されることに伴い、当法人の被災者生活再建支援事業業務規程及び業務細則において使用されている法人名称を同様に改める。

## (2) 体制の運用状況について

### ① 法人名称変更に伴う要綱等の改正について

定款の一部改正により当法人の名称が「公益財団法人道府県会館」から「公益財団法人道府県センター」に変更されることに伴い、関係要綱や規程等において使用されている法人名称を同様に改めた。

なお、平成 30 年 4 月 1 日から施行。

改正した主な要綱等は、以下のとおり。

- ・ 常務理事専決事項
- ・ 法人管理費積立資産設置要綱
- ・ 設備更新等積立資産設置要綱
- ・ 保証金引当資産設置要綱
- ・ 地方自治振興基金積立資産設置要綱
- ・ 被災者生活再建支援事業積立資産設置要綱
- ・ 共済備金積立資産設置要綱
- ・ 建物共済事業運営協議会規程
- ・ 機械損害共済業務運営協議会規程
- ・ 機械損害共済業務調査要綱
- ・ 機械損害共済災害見舞金交付要綱
- ・ 災害共済金及び災害見舞金の請求期限の延長に係る取扱要綱
- ・ 公益財団法人道府県会館事務局職員の給与に関する規則施行規程
- ・ 公益財団法人道府県会館事務局職員の育児休業及び介護休暇等に関する規程
- ・ 公益財団法人道府県会館事務局職員等の旅費に関する規程
- ・ 公益財団法人道府県会館評議員及び役員等の報酬等に関する規則施行細則
- ・ 公益財団法人道府県会館ハラスメント防止規程
- ・ 公益財団法人道府県会館文書管理規則施行細則
- ・ 公益財団法人道府県会館印章取扱規程
- ・ 公益財団法人道府県会館 契約及び入札の実施に関する要綱

- ・公益財団法人道府県会館 随意契約運用指針
- ・公益財団法人道府県会館会議室使用規程
- ・公益財団法人道府県会館職員宿舎管理規程
- ・公益財団法人道府県会館事務局職員名札はい用規程
- ・公益財団法人道府県会館職員の被服貸与に関する規程
- ・公益財団法人道府県会館特定個人情報取扱規程
- ・被災者生活再建支援金支給対象被災者に関する個人情報取扱方針
- ・保安規程

②内閣府の立入検査について

公益法人への移行後、3年を迎えたことから、平成29年9月に内閣府の立入検査があったが、指摘事項はなかった。

③コンプライアンスについて

コンプライアンス規則に基づき、次のとおりコンプライアンス委員会を開催しました。

開催日	概要
第1回 H29.6.19	コンプライアンス違反行為について
第2回 H30.1.17	ハラスメントの申立について

(注) 第2回コンプライアンス委員会開催後、ハラスメントに関する冊子を配布・周知するなど職員のコンプライアンス意識の醸成を図った。

## 公益財団法人道府県会館役員等名簿

平成 30 年 3 月 31 日

役職名	職	氏名
評議員	岩手県知事 千葉県知事 福井県知事 愛知県知事 山口県知事 香川県知事 福岡県知事	達 増 拓 也 森 田 健 作 西 川 一 誠 大 村 秀 章 村 岡 嗣 政 浜 田 恵 造 小 川 洋
理事長 理事 常務理事	京都府知事 埼玉県会計管理者 北海道東京事務所長 茨城県会計管理者 石川県東京事務所長 兵庫県東京事務所長 高知県東京事務所長 熊本県会計管理者 全国知事会事務総長	山 田 啓 二 伊 東 弘 道 近 藤 晃 司 森 田 百合子 山 本 秀 明 早 金 孝 近 藤 雅 宏 金 子 徳 政 古 尾 谷 光 男
監事	宮城県東京事務所長 和歌山県東京事務所長	伊 藤 哲 也 細 川 一 也
会計監査人	監査法人	清泉監査法人

(評議員 7 名、理事 9 名、監事 2 名)

平成29年度は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しない。したがって、平成29年度事業報告においては、附属明細書は作成しない。

平成30年6月

公益財団法人都道府県センター